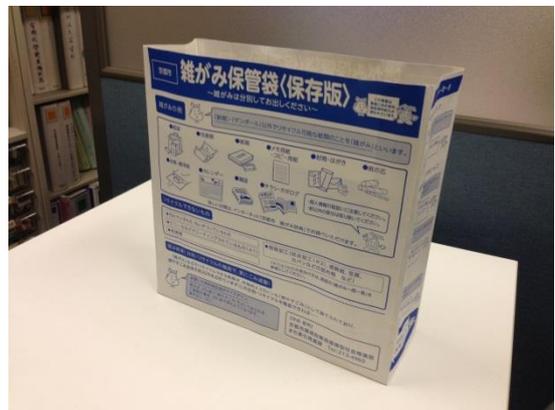


## 1 雑がみ保管袋の配布（京都市）

京都市では平成27年2月から、市内全世帯に1枚ずつ雑がみ保管袋を配布しています。保管袋には、雑がみの回収方法、分別の仕方等を記載しており、確認しながら分別ができるようになっています。保存した雑がみは、地域のコミュニティ回収による回収、古紙回収業者による回収、「小型金属類・スプレー缶」の収集と同じ日時・同じ場所での回収のいずれかの方法によって回収されます。

<保管袋の使い方>

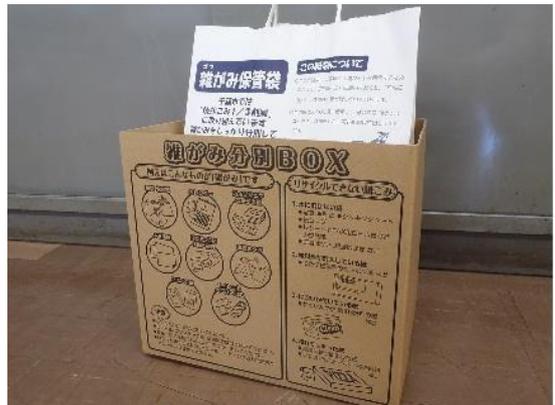
- ① 雑がみ保管袋の中に紙袋をセットし、分別した雑がみを入れていきます。
  - ② 中の紙袋がいっぱいになったら、新しい紙袋に差し替えます。
  - ③ 雑がみでいっぱいになり、保管袋から出した紙袋は、その紙袋のまま回収に出します。
- ※ 雑がみ保管袋は、繰り返し使用するものです。



（縦 340mm×横 350mm×マチ部分 115mm、紙製）

## 2 事業者向け「雑がみ分別ボックス」の配布（千葉市）

千葉市では希望した事業者に対して、雑がみの出し方、分別の仕方等を記載した「雑がみ分別ボックス」を配布しています。



## 3 資源デポ（常設の資源回収拠点）の整備（横浜市）

横浜市では、家庭から出される資源物（新聞、雑誌・その他の紙、紙パック、布類の4品目）を回収するボックスを、一部の区役所・地区センター・スポーツセンターなどに設置しています。市民の方なら、どなたでも利用することができます。

設置箇所：一部の区総合庁舎・地区センター・スポーツセンターなど104か所

利用時間：各施設の開館時間中

回収品目：紙類（新聞、雑誌・その他の紙、紙パック）  
布類（古着、古繊維、タオル、シーツ）

※事業活動に伴い発生した資源物の持ち込みは不可  
※資源物の回収は、買い取り（有償）ではない。



